

選挙運動用自動車賃貸借契約書

登別市長選挙候補者 (以下「甲という。」) と、  
(以下「乙という。」) は、選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法第 141 条の規定により、選挙運動のために使用する。

2 車種及び登録番号又は車両番号

3 台 数 1 台

4 使用期間

令和 6 年 7 月 21 日から

令和 6 年 7 月 27 日まで 7 日間

ただし、無投票となった場合は、立候補の届出があった日から投票を行わないこととなった事由が生じた日まで。

5 契約金額 円 (1 日につき 円)

[うち消費税及び地方消費税の額 金 円]

(注) [ ] 書きの部分は、供給人が課税事業者である場合に使用する。

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、登別市議会議員及び登別市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき登別市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、登別市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は登別市には請求できない。

8 その他

令和 6 年 月 日

登別市長選挙候補者

甲 住 所  
氏 名

印

乙 住 所  
名 称  
代 表 者

印